

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則

抜粋

(一部負担金の減免等)

第 25 条 法第 69 条第 1 項の規定により広域連合長は、被保険者の属する世帯の世帯主が過去 1 年以内の間に次の各号のいずれかに該当したことにより、当該被保険者が一部負担金を支払うことが困難と認める場合においては、6 箇月以内(第 1 号に該当する場合はその損害の割合に応じて 6 箇月以内又は 3 箇月以内とする。)の期間を限って、一部負担金の減額、その支払の免除又はその徴収の猶予(第 1 号に該当する場合は、一部負担金の免除に限る。)(以下「一部負担金の減免等」という。)をすることができる。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 重篤な疾病若しくは負傷により死亡し、心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと(当該世帯が当該被保険者のみの世帯である場合は除く。)
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により著しく収入が減少したこと。
- (4) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく収入が減少したこと。

2 前項に定める一部負担金を支払うことが困難と認める場合とは、前項各号に定める事由により、世帯主が地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定に基づく市町村の条例の定めるところにより当該市町村民税が減免され、又は生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者である者(一部負担金の減免等により同法の規定による保護を要しないこととなる者をいう。)となった場合をいうものであること。なお、世帯主が地方税法の規定による市町村民税が課されない者若しくは市町村の条例の定めるところにより当該市町村民税が減免されている者又は要保護者である場合であって、過去 1 年以内の間に前項各号のいずれかに該当した場合も同様であること。

(一部負担金の減免等の申請等)

第 26 条 前条に規定する一部負担金の減免等を受けようとする被保険者は、後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請書に、その受けようとする事情を明らかにする書類を添えて、広域連合長に提出しなければならない。ただし、同一の事由に基づく再度の申請は、認めないものとする。

2 前項の申請書を受理した広域連合長は、これを審査し、当該申請を承認したときは後期高齢者医療一部負担金減額証明書、後期高齢者医療一部負担金免除証明書又は後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書(以下「一部負担金減免等証明書」という。)を速やかに当該申請者に交付し、承認しなかったときは後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請却下通知書により、速やかに当該申請者に通知する。

3 前項の規定により一部負担金減免等証明書の交付を受けている当該申請者(以下「減免等適用者」という。)が、療養の給付並びに保険外併用療養及び訪問看護療養を受けようとするときは、被保険者証に一部負担金減免等証明書を添えて保険医療機関等に提示しなければならない。

4 減免等適用者は、当該証明書を破損し、汚損し、又は失ったときは、後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予証明書再交付申請書を広域連合長に提出することによって、その再交付を受けることができる。